

く、これらの者の保証収入への権利はそれぞれの年金担当事務局が審査する。

資料 Union national des Fédérations Mutualistes neutres, le Mutualiste neutre, décembre 1969.

精神薄弱者の保護工場

現在フランスには約70万人の精神薄弱児（5～19歳）がいるが、彼等に対する専門的施設の不足が問題となっている。とくに精神薄弱児の収容・教育施設の年齢の上限（14歳）をこえたものに対する施設、さらに就労へと結びつけるサービスが欠けている。

従来から精神薄弱児の収容施設や職業訓練学校をいくつか創設してきた「ロレーヌ地方精神薄弱児の親の会」の依頼により、同地方経済情報

U. S. Department of H., E., & W.; Social Security Administration, *Social Security Bulletin*, September 1969.

（上村政彦 健保連）

（フランス）



研究所が精神薄弱者の労働に関する調査を実施した。その結果が「Informations Sociales」（家族手当金庫全国連盟による月刊誌）、1969年10月号に紹介されている。

この精神薄弱者の労働・特集号の主な内容はつぎの通りである。

前文と第一章—精神薄弱の全般的問題と精神薄弱者にとっての労働の意味（労働への権利、社会、経済生活への参加……）。

第二章—精神薄弱児の職業訓練学校（最近つくられはじめたが、まだその数は少ない。対象は14～20歳）の現状、活動についての調査分析。

労働に対する精神薄弱児の感情、期待、好み、能力、態度など。精神薄弱児の労働を可能とするための条件の整備の必要性が強調されている。

第三章—精神薄弱者の労働の諸形態。一般企業内での就労と保護的職場での労働に二分し、それについて現行施策と実情が示されている。

第四章—保護工場に対する調査の結果

第五章—企業での雇用の可能性の検討

第六章—保護工場の仕事の獲得について、

ここでは第四章の内容の一部を要約する。

工場に対する調査の結果（カッコ内は施設数）

調査対象—アンケート送付先 き（47）、解答（29）、うち精神病院（1）を除外。

開設時期—1960～1961から1967まで。

入所条件—精神薄弱が必要条件である（12）、身障者でもよい（1）。てんかん、重度の性格障害、重度精神薄弱、一般企業への就労可能の

ものなどは一般的に忌避される。IQ下限なし(6), あり(下限40~50)(15), 日常生活および労働に必要な自立能力と健康が要求される。この他地域的条件のあるもの(2)。

定員—27施設の合計1,235名, うち男940名女295名, 20~50名のものが81%を占める。

年令—年齢条件の下限17歳(27), 上限はない。実際の入所者の年齢分布は17~23歳が大半で, 最高年者は20~46歳。平均34歳。

入所者の送迎—(27) のうち通所(26), 寮制(1), 小型バスなどで送迎する(18), しない(8)。

給食—給食をおこなう(25), その形態は所内, 近隣の青少年労働者施設の利用などさまざまである。

設備—他の目的の建物の転用(一時的なものを含めて)が多い。敷地面積は(21)につき30~1,500m², 1人当たり1.5~27m²のばらつきがある。うち5m²未満のもの(11)。

入所費用—11.10F~34Fを基礎として算出。 $\frac{3}{4}$ が15~25F。格差が大きい。社会的扶助費によって全額負担される入所者が1%以上であるが, まれに家族の全額負担がみられる。

作業時間—年間210~270時間。平均235時間, 一週34時間で一般の平均より短い。一日7時間弱が大半。5日制(21), 6日制(6)。

職員—(26)につき, 総数133名, うち指導員22名(17%), 教員または作業場の長111名(83%)。職員1人当たり入所者数, 5~22(平均8名)。専門教育をうけた指導員は少ない。

作業以外の活動—大半がなんらかの作業外活動を組織している(20)。休み時間, 昼休みのレクレーションが多いが, その他戸外での半日, 日曜の利用, 夏冬のバカンスなど形態はさまざまである。現在おこなっていないところでも「計画中」が多い。

家族の協力—家族の訪問(16), 親の会(14), 手紙, 報告(4), とくになし(3)。

施設内教育—特に養成部門をもたない(16)職業訓練学校での養成(6), 觀察, 適応部をもつ(3)。一般に現場教育にたよっている。

給料—見習いおよび観察期間中は無給。作業につくと有給となる。障害の程度を配慮し

て配分されている。

生産品の販売—請負仕事のみ(17), 単一商店へ(1), 知人にのみ売る(1), 上記三つの方法を併用(2)。

Les ateliers d'aide par le travail, *Informations*, 1969. 10, (*Le travail des handicaps mentaux* 特集号) pp. 31~48.

(阪上裕子 国立公衆衛生院)